

三宮中央通り駐車場津波時避難確保計画

令和7年8月

神戸市道路公社

三宮中央通り駐車場津波時避難確保計画 目次

第1条	計画の目的	1
第2条	計画の対象区域	1
第3条	計画の適用範囲	1
第4条	災害の想定	1
第5条	自衛水防組織の体制	1
第6条	情報収集及び情報伝達	2
第7条	避難誘導に関する活動	2
第8条	情報収集及び避難の確保を図るための施設の整備	2
第9条	防災教育及び訓練の実施	3
第10条	計画の見直し	3
別添1	兵庫県による南海トラフ巨大地震津波浸水想定図 H26.2(抜粋版)	4
別添2	神戸市道路公社駐車場自衛水防組織活動要領	5
別添3	避難経路図	9

三宮中央通り駐車場津波時避難確保計画

(計画の目的)

第1条 本計画は、三宮中央通り駐車場の利用者及び従業員を対象とし、南海トラフ巨大地震発生時の津波到達までの円滑かつ迅速な避難の確保を図ることを目的とする。

(計画の対象区域)

第2条 本計画の対象区域は、三宮中央通り駐車場全域とする。

(計画の適用範囲)

第3条 本計画は、三宮中央通り駐車場の区域内に勤務（三宮中央通り駐車場管理運営業務委託業者（以下「管理委託業者」という。）を含む。）する従業員及び、施設を利用する全ての者に適用するものとする。

また、管理委託業者は、神戸市道路公社の指揮下に入り、与えられた任務を遂行するものとする。

(災害の想定)

第4条 本計画で対象とする災害は、次のとおりとする。

- ・津波（「兵庫県による南海トラフ巨大地震津波浸水想定図 H26.2」による）

（別添1抜粋版）

(自衛水防組織の体制)

第5条 本計画による活動は、別添2「神戸市道路公社駐車場自衛水防組織活動要領」に基づく自衛水防組織がこれを行うものとし、その防災体制の判断については、次のとおりとする。

(1) 統括管理者は体制確立について、第6条の情報に基づき、神戸市防災指令等を参考にしつつ、三宮中央通り駐車場の周辺状況に対応し判断するものとし、活動内容は、次の表のとおりとする。

体制	体制確立の判断	活動内容	対応組織
注意	・津波注意報が発令されたとき	・各班への注意体制確立の指示	指揮班
		・地震・津波情報の収集【第6条(1)】	総務班・現地班
		・関係機関への情報伝達【第6条(2)】	総務班
		・避難誘導に使用する資器材の準備	現地班
非常	・津波警報・大津波警報・避難勧告・避難指示が発令されたとき	・各班への非常体制確立の指示	指揮班
		・避難誘導実施の指示	指揮班
		・関係機関への情報伝達【第6条(2)】	総務班
		・避難誘導の実施（場内アナウンスの実施）【第7条(2)】	現地班
		・歩行者出入口部の閉鎖（カラーコーン等の設置）【第7条(2)】	現地班
		・車両出入口部の閉鎖（カラーコーン等の設置）【第7条(2)】	現地班

(情報収集及び情報伝達)

第6条 情報収集及び情報伝達は次のとおりとする。

(1) 情報の収集方法

浸水の危険性把握のために、次により情報を収集する。

①収集する情報

- ・ 気象情報
- ・ 行政機関からの情報

②収集する方法

- ・ インターネットにより収集する。
- ・ ひょうご防災ネットに登録して、メールで情報を収集する。
- ・ テレビ・ラジオ等により収集する。
- ・ 地上部の状況を目視で確認する。

(2) 情報伝達方法

情報伝達は、次の関係機関に行うものとする。

・ 関係機関連絡先

連 絡 先	備 考
神戸地下街株式会社	さんちか
神戸市建設局防災課	

(避難誘導に関する活動)

第7条 避難誘導については、次のとおりとする。

(1) 避難時期

非常体制に移行後、直ちに避難誘導を開始する。

(2) 避難誘導

- ・ 利用者の避難誘導を、同項(4)場内アナウンスにより行う。
- ・ 歩行者出入口部をカラーコーン等で閉鎖する。
- ・ 車両入口部をカラーコーン等で閉鎖し、車両の進入を禁止する。
- ・ 可能な範囲で、駐車車両内に人が留まっているか確認し、避難誘導を行う。
- ・ 可能な範囲で、身体の不自由な方や、妊婦、お年寄りや子供などには配慮をもって対応する。

(3) 避難経路

避難経路については、別添3「避難経路図」のとおりとする。

(4) 避難誘導アナウンス

「ただいま、津波警報が発令されました。

車は移動させず、直ちに地下駐車場から高台に避難してください。」

(情報収集及び避難の確保を図るための施設の整備)

第8条 情報収集・伝達及び避難誘導に使用する施設及び資器材については、次のとおりとする。

なお、これらの資器材等については、日頃からその維持管理に努めるものとする。

(1) 情報収集・伝達

- ・テレビ・ラジオ又はパソコン等、気象情報を収集できるもの。
- ・電話　・ファックス　・緊急時用携帯電話（充電されているもの）

(2) 避難誘導

- ・場内放送設備　・懐中電灯（電池）・避難口誘導灯　・カラーコーン　・カラーバー

(防災教育及び訓練の実施)

第9条 防災教育及び訓練を実施するものとする。

- (1) 統括管理者は、新たに自衛水防組織の構成員となった道路公社職員を対象に、自衛水防組織の活動に関して周知を行う。
- (2) 統括管理者は、年1回、自衛水防組織の全構成員を対象に、自衛水防組織活動の訓練を実施する。
- (3) 管理委託業者は、新規入場の従業員を対象に、自衛水防組織の活動に関して周知を行う。

(計画の見直し)

第10条 本計画は、必要の都度見直すこととする。

(附則)

本計画は、平成26年7月1日より実施する。

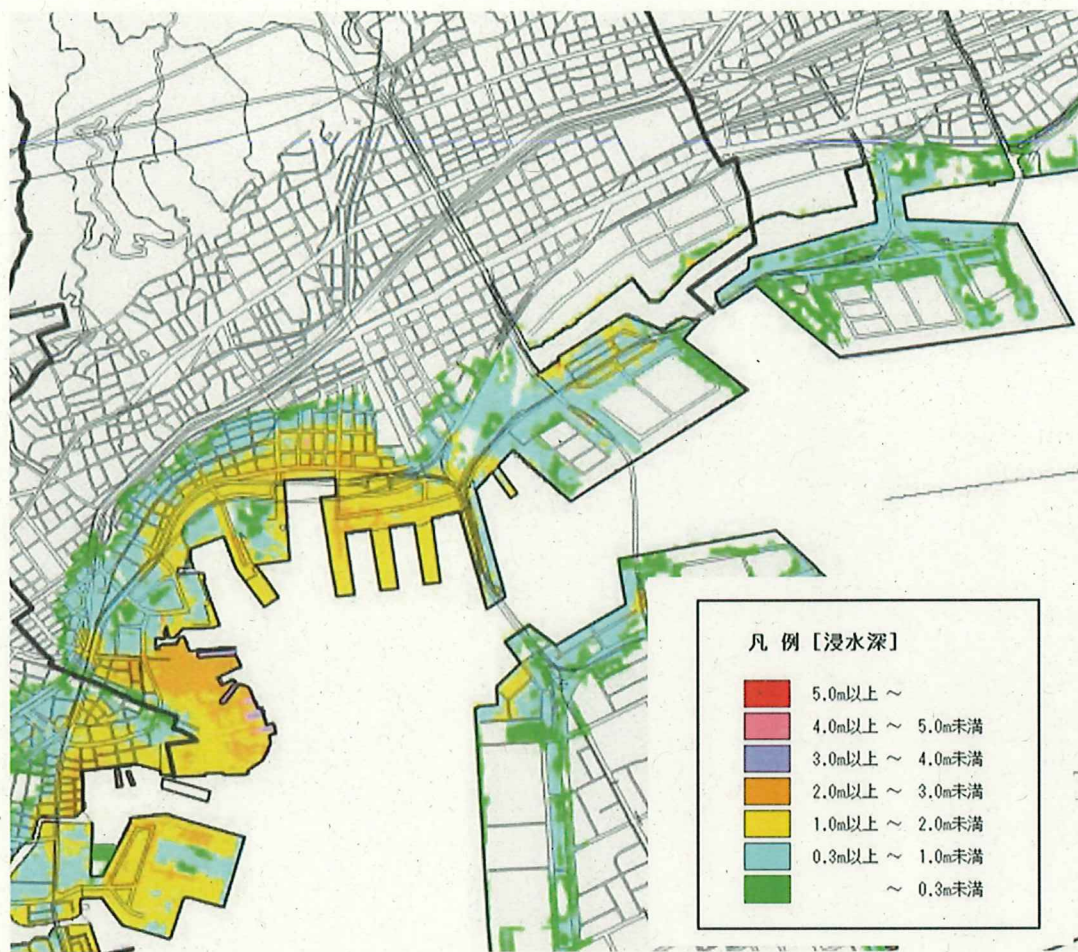
本計画は、平成29年4月1日より実施する。

本計画は、令和4年4月1日より実施する。

本計画は、令和7年8月1日より実施する。

別添 1

※下記図は、「兵庫県による南海トラフ巨大地震津波浸水想定図 H26.2」を一部抜粋・拡大している。



神戸市道路公社駐車場自衛水防組織活動要領

(目的)

第1条 神戸市道路公社災害対策要綱第13条第1項に基づき、駐車場の浸水対策を講じ、もって駐車場の安全な利用に資するため、本要領を定めるものとする。

(対象)

第2条 本要領の対象は、神戸市道路公社が所有、管理する三宮中央通り駐車場、大倉山駐車場（以下、「各駐車場」という。）とする。

(自衛水防組織の編成)

第3条 理事長は管理権原者として、第4条による活動を実施するため、自衛水防組織を編成するものとする。

2 自衛水防組織には、統括管理者を置く。

(1) 統括管理者には、道路公社経営企画部経営企画課長を充てる。

(2) 統括管理者は、管理権原者の命を受け、自衛水防組織の機能が有効に発揮できるよう組織を統括する。

(3) 統括管理者は、第4条による活動に必要な指揮、命令、監督等一切の権限を有する。

3 管理権原者は、統括管理者の代行者を定め、当該代行者に対し、統括管理者の任務を代行するために必要な指揮、命令、監督等の権限を付与する。

4 自衛水防組織は、道路公社職員及び駐車場管理運営業務委託業者（以下「管理委託業者」という）により組織する。

(1) 自衛水防組織には、指揮班、現地班、総務班及び応援班を編成し、各班に班長を置く。

(2) 各班の任務は、別表1「自衛水防組織活動任務」のとおりとする。

(3) 自衛水防組織の連絡については、別表2「緊急連絡網」のとおりとする。

(自衛水防組織の活動)

第4条 各駐車場で行う自衛水防組織の活動内容は次のとおりとする。

(1) 三宮中央通り駐車場は、「三宮中央通り駐車場津波時避難確保計画」、「三宮中央通り駐車場避難確保・浸水防止計画」及び、第6条による活動を行うものとする。

(2) 大倉山駐車場は、第6条による活動を行うものとする。

(自衛水防組織の運用)

第5条 統括管理者は、各駐車場の状況に応じて、必要な水防活動を自衛水防組織に行わせるものとし、そのために必要な体制を確保する。

2 管理委託業者は、第4条による活動に対応できるよう、従業員の体制を確保する。

(内水氾濫等による浸水防止)

第6条 管理委託業者は、側溝の溢水等による局所的な浸水のおそれに対し、必要に応じて、

別表3「内水氾濫等による浸水防止に関する活動」により、土のうに加えて止水板の設置の是非を判断し実施するものとする。

(自衛水防組織の装備)

第7条 管理権原者は、自衛水防組織に必要な装備品等を整備するとともに、適正な維持管理に努めなければならない。

(1) 自衛水防組織の装備品等は、別表4「自衛水防組織装備品等リスト」のとおりとする。

(2) 自衛水防組織の装備品等については、各駐車場に保管し、必要な点検を行うとともに点検結果を記録保管し、常時使用できる状態で維持管理する。

(要領の見直し)

第8条 本要領は、必要の都度見直すこととする。

(附則)

本要領は、平成26年7月1日より実施する。

(附則)

本要領は、令和4年4月1日より実施する。

(附則)

本要領は、令和7年8月1日より実施する。

別表1「自衛水防組織活動任務」

管理権原者 (神戸市道路公社理事長)		
統括管理者 (神戸市道路公社経営企画部経営企画課長)		
編成班	任務	班構成員
指揮班	・総合指揮・各班への指示連絡	経営企画部経営企画課 総務係資産・施設担当
総務班	・洪水予報等の情報収集 ・関係機関との情報連絡 ・自衛水防組織の庶務 ・職員の動員・問合せ等の対応 ・広報・報道・資器材の調達 ・その他	経営企画部経営企画課 総務係・調整係
現地班	・洪水予報等の情報収集 ・土のう設置(浸水防止対策) ・場内アナウンス(避難誘導) ・歩行者出入口部の閉鎖(避難誘導) ・車両入口部の閉鎖(避難誘導)	管理委託業者
応援班	・国土交通省への報告(必要に応じて) ・各班への応援	経営企画部経営企画課 企画担当 道路管理部

別表 2 「緊急連絡網」

神戸市道路公社 電話：078-583-0234 FAX：078-583-3845 所在地：神戸市北区山田町下谷上字池ノ内 6 番の 1	三宮中央通り駐車場（管理委託業者：神戸電鉄グループ共同事業体） 電話：078-333-3388 FAX：078-333-3380 所在地：神戸市中央区三宮町 1 丁目ほか 営業時間：（入庫） 7 時～23 時（出庫） 7 時～24 時
大倉山駐車場（管理委託業者：ポート産業（株）） 電話：078-382-0823 FAX：078-382-0883 所在地：神戸市中央区楠町 4 丁目 営業時間：24 時間営業	

別表 3 「内水氾濫等による浸水防止に関する活動」

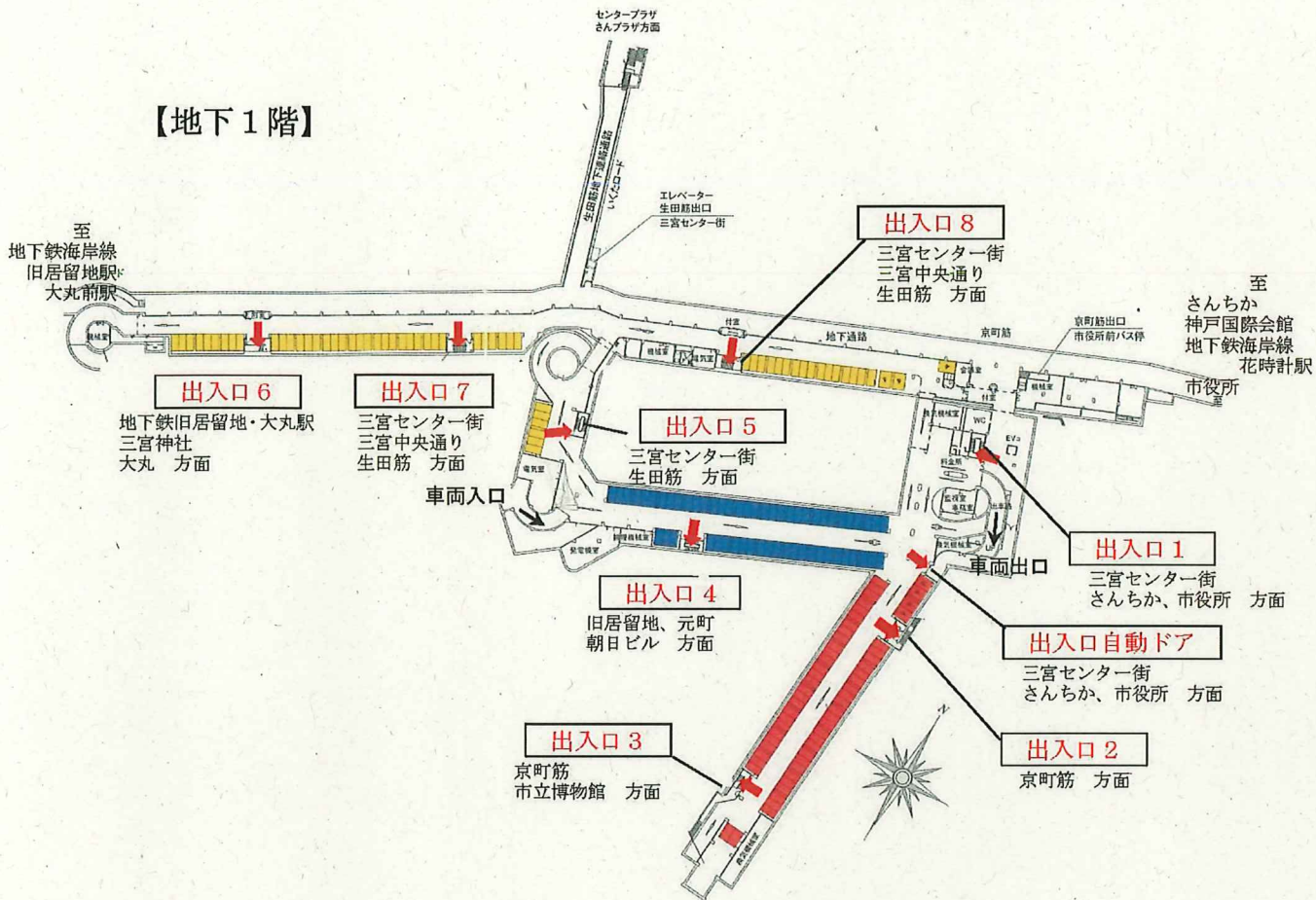
活動実施の判断	活動内容	対応組織
・地上部周辺の目視確認により、周辺の側溝等の逸水のおそれが見込まれるとき	・気象予報、周辺状況等の情報収集（地上部周辺の目視確認を行う）	現地班
	・浸水防止に使用する資器材の準備	現地班
	・統括管理者への状況報告	現地班
・地上部周辺の目視確認により、周辺の側溝等の逸水が確認され、浸水のおそれが見込まれるとき ・浸水が確認されたとき	・気象予報、周辺状況等の情報収集（地上部周辺の目視確認を行う）	現地班
	・統括管理者への浸水防止の開始の連絡（状況及び、浸水防止が必要な出入口を報告する）	現地班
	・浸水防止の実施（必要な出入口部に土のう等を設置する）	現地班

別表 4 「自衛水防組織装備品リスト」

任務	装備品等
各班共通	・緊急連絡網 ・避難経路図 ・緊急用携帯電話
指揮班・総務班・現地班	情報収集及び伝達に必要なもの ・テレビ・ラジオ・パソコン（インターネットに接続）など ・電話 ・ファックス
現地班	避難誘導及び浸水防止対策に必要なもの ・場内放送設備 ・浸水防止用資器材（止水板、土のう） ・歩行者出入口部及び車両入口部の閉鎖用資材（カラーコーン、カラーバー） ・避難口誘導灯 ・懐中電灯

三宮中央通り駐車場避難経路図

【地下1階】



【地下2階】

